

公告 第695号

組合規約の一部変更について

令和4年2月25日付 SCSK 健発第889号をもって、関東信越厚生局長宛に認可申請したところ、平成4年3月16日付関厚発0316第16号をもって認可があったので、公告する。

令和4年4月1日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■組合規約 新旧条文対照表(別添)

以上

SCSK健康保険組合規約
新旧条文対照表

新	旧
第1章 総 則	第1章 総 則
(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
名 称 SCSK株式会社	名 称 SCSK株式会社
所在地 東京都江東区	所在地 東京都江東区
「中略」	「中略」
SCSK九州株式会社 天神オフィス 福岡県福岡市	SCSK九州株式会社 天神オフィス 福岡県福岡市
SCSK Minoriソリューションズ株式会社 東京都江東区	
SCSK Minoriソリューションズ株式会社 大阪支社 大阪府大阪市	
附 則 この規約は、令和3年12月10日から適用する。 この規約は、令和4年4月1日から適用する。	